

# 千葉市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託 企画提案募集要項

令和2年3月23日  
千葉市総務局市長公室  
国際交流課

## 1 目的

市内に在住する外国人が安心して地域社会で生活するためには、生活上必要となる日本語能力を習得することが不可欠です。本事業では、本市における地域日本語教育の現状や外国人のニーズや実態を把握するために実態調査を行い、「生活者としての外国人」が身近な地域で日本語を学ぶことができる体制を整備するための推進計画を策定することを目的とします。

事業実施にあたり、事業者の企画力、専門知識等を活用することで、より効果的効率的に事業を推進するため、地域日本語教育の現状把握、在住外国人のニーズ等に関する実態調査から体制整備に向けた具体的な推進計画策定までの業務を外部委託することとします。

委託先の選定に当たっては、本業務に最も適した事業者と契約するため、プロポーザル方式（企画提案）で、広く提案を募集します。

## 2 委託業務の概要

- (1)業務名 千葉市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託
- (2)業務内容 別添仕様書のとおり
- (3)委託期間 契約日から令和3年3月10日（水）まで
- (4)委託費の上限 7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 応募資格

本業務の企画提案を行う者は、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1)令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿(業種：調査・計画)に登録されている者であること。
- (2)本業務（多言語による調査等）と類似の業務履行実績を有する者であること。
- (3)プライバシーマーク、I SMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 本業務委託の契約締結に係る見積日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続の開始申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込期限の日から見積日までの間に受けている者

- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年律第100号）に違反している者
- キ 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金含む）を完納していない者
- ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

#### 4 提案の内容

提案は、目的達成に資する次の各項目について任意の様式を用いて行うこととします。

##### (1)業務の内容

別紙仕様書記載の業務内容に関する提案

- ア 実態調査の企画・実施（調査対象・調査方法・主な調査内容に関すること）
- イ 実態調査の分析
- ウ 千葉市地域日本語教育推進計画立案に向けた提言
- エ その他（委託業務の効果を高めるための委託業者独自の提案等）

##### (2)業務遂行能力

- ア 実施体制（統括責任者、業務担当者、調査実施者、翻訳スタッフ等の体制等）
- イ 実施計画（事業全体のスケジュール）

##### (3)業務に係る見積り（経費）

- (4)その他、調査機会を活かした千葉市多文化共生のまちづくり推進において効果的な事項（独自提案） 【例：アンケート調査時に、千葉市国際交流協会のパンフレットを同封】

#### 5 申込～選定結果通知までの流れ

##### (1)スケジュール

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ① 公募開始            | 令和2年3月23日（月）          |
| ② 質問の受付締切         | 令和2年4月3日（金）           |
| ③ 参加申込書等の受付締切     | 令和2年4月3日（金）           |
| ④ 企画提案書の受付締切      | 令和2年4月15日（水）          |
| ⑤ 提案審査（プレゼンテーション） | 令和2年4月22日（水）～4月23日（木） |
| ⑥ 選定結果通知          | 令和2年4月27日（月）          |

##### (2)質問の受付及び回答の公表

- ① 質問の受付締切  
令和2年4月3日（金）午後5時00分必着
- ② 提出方法  
国際交流課に電子メールで提出してください。（質問は本文に箇条書きでも可）  
◇送付先アドレス：kokusai.GEM@city.chiba.lg.jp
- ③ 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害するおそれのあるものを除き、随時千葉市のホームページ「ホーム>しごと・産業>市が発注する仕事>入札情報等>発注情報一覧>入札（見積）募集案件「業務委託」（<https://www.city.chiba.jp/>

portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html) にある本業務のページ上で公表します。

### (3) 参加申込書等、書類の受付

#### ① 参加申込書の受付締切

**令和2年4月3日(金) 午後5時00分必着**

#### ② 提出物

ア 企画提案参加申込書(第1号様式) 1部

イ 誓約書(第2号様式) 1部

ウ 過去の類似業務の実績を表すもの 一式

(企画提案参加申込書に記載した実績と同一のものとする)

エ プライバシーマーク、I SMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度の取得状況について、認証の証書の写し 1部

オ 会社概要 1部

※書類はいずれも紙提出。会社概要はパンフレットでも可(データ提出は不要)

#### ③ 提出方法

上記書類等を国際交流課まで持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、「配達記録郵便」等の配達の記録が残るものとしてください。

### (4) 企画提案書の受付

#### ① 企画提案書の受付締切

**令和2年4月15日(水) 午後5時00分必着**

#### ② 提出物

ア 企画提案書(書式自由。ただし、A4判片面にて作成すること)

イ 業務実施に係る見積書(内訳書を添付すること)

#### ③ 提出部数

各10部(正本1部、副本9部)

※正本は会社名記載。副本は審査で使用するため、会社名は伏せること(無記名)。

#### ④ 提出方法

上記書類等を国際交流課まで持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、「配達記録郵便」等の配達の記録が残るものとしてください。

#### ⑤ その他

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

### (5) 提案審査(プレゼンテーション)

#### ① 開催日時

令和2年4月22日(水)～4月23日(木) ※詳細は別途連絡

#### ② 開催場所

千葉市中央コミュニティセンター内 会議室

#### ③ 企画提案の所要時間

・プレゼンテーション 20分間(参加申込書の受付順)

・プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑(15分程度)を行います。

#### ④ 注意事項

- 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。なお、指定の時刻に遅れた場合には、審査対象とはしません。
- 審査は非公開で行います。また、プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- プレゼンテーションへの参加者は2名以内とします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- プレゼンテーション当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とします。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとします。なお、パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。

## 6 提案審査の方法

### (1) 審査に係る事項

#### ① 最優秀提案者（契約予定者）の選定方法

審査の採点結果に基づき、審査員の評価点の合計が最高点の者について、審査員の意見も踏まえて総合的に審議の上、最優秀提案者（契約予定者）を選定します。なお、基準点は審査員の合計総評価点の平均が60点以上とします。

#### ② 複数の最高得点者が生じた場合の取扱い

評価の結果、複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を決めます。

#### ③ 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合には、再度公募を実施します。

#### ④ 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、審査会終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、市のホームページ上で公表します。なお、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けません。

### (2) 審査項目

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

## 7 契約

### (1) 契約方法

選定した最優秀提案者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行い、委託契約を締結することとします。

(2) 契約保証金

千葉市契約規則第29条に掲げる要件に該当するときは、免除します。

(3) 留意事項

本件に係る契約手続は、文化庁の令和2年度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の交付決定後（交付決定は4月上旬頃予定）となります。

## 8 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重要な誤脱があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

## 9 その他

- (1) 提出書類の作成やプロポーザル参加に係る費用等は、全て参加者の負担とします。
- (2) 参加申込書を提出した場合であっても、期日までに企画提案書の提出がなされない場合には、辞退したものとします。
- (3) 提出書類は返却いたしません。

## 10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

千葉市総務局市長公室国際交流課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所3階

電話:043-245-5018 Fax:045-245-5247

電子メールアドレス kokusai.GEM@city.chiba.lg.jp

**【別表】 千葉市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務委託  
評価項目及び評価内容**

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を審査員1人につき100点満点として採点し、審査員（5名）の採点数合計を算出する。配点合計（100点）の6割（60点）を基準点とし、審査員の採点数合計の平均が基準点を満たさない提案者は選定対象としない。

評価項目及び評価内容		評価点					
		優良	良	普通	やや劣	劣	
<b>提案内容の妥当性【70点】</b>							
<b>1 事業目的について</b>							
	①	事業目的、業務内容をよく理解した提案になっているか	10	8	6	4	2
	②	文化庁が進める日本語教育の動向、全国で展開されている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の現状や課題を熟知し、専門的知見に基づいた提案になっているか	10	8	6	4	2
<b>2 企画内容について</b>							
	①	実態調査の企画は、本市各区の現状と課題を把握し、推進計画の作成につながる提案となっているか	10	8	6	4	2
	②	実態調査の方法について、適切かつ実現可能な提案になっているか	10	8	6	4	2
	③	実態調査の分析について、視点や手法は適切かつ効果的な提案になっているか	10	8	6	4	2
	④	推進計画案について、他市の事例等を紹介し、本市の日本語教育の現状を踏まえた適切な項目の提案になっているか	10	8	6	4	2
	⑤	委託業務の効果を高めるための委託業者独自の知識・ノウハウがあるか	10	8	6	4	2
<b>実施主体の適格性【30点】</b>							
	①	適切な業務担当者を配置する等、事業を適正かつ確実に実施する体制（組織や人員）を確保しているか	10	8	6	4	2
	②	調査や計画立案に関する実績や専門知識を有しており、業務を確実に遂行する見込みがあると認められるか	10	8	6	4	2
	③	事業費の積算として必要な経費がすべて計上されており、適正かつ妥当か	10	8	6	4	2
<b>合計【100点】</b>							